

# 福岡県公報

平成十九年七月二十三日  
第二千七百五号  
増刊 ①

## 目次

規 則 (第五十九号)

福岡県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

(地方課)

教育委員会

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務課)

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課)

## 規 則

福岡県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する

平成十九年七月二十三日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第五十九号

福岡県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県市町村振興基金条例施行規則 (昭和四十五年福岡県規則第四十号) の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「十年」を「二十年」に改める。

第六条第二項から第四項までを次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、別表事業名の欄に規定する市町村応援元氣フクオカ資金 (活力創出事業) に係る資金の貸付けの条件は、次の各号に定めるところによる。

一 利 率 知事が別に定める率

二 償還期間 二十年以内 (据置期間二年以内を含む。)

三 償還方法 元利均等年賦償還

3 第一項の規定にかかわらず、別表事業名の欄に規定する市町村応援元氣フクオカ資金 (合併市町村まちづくり事業) に係る資金の貸付けの条件は、次の各号に定めるところによる。

一 利 率 知事が別に定める率

二 償還期間 二十年以内 (据置期間二年以内を含む。)

三 償還方法 元利均等年賦償還

4 第一項の規定にかかわらず、別表事業名の欄に規定する市町村応援元氣フクオカ資金 (財政健全化事業) に係る資金の貸付けの条件は、次の各号に定めるところによる。

一 利 率 知事が別に定める率

二 償還期間 二十年以内 (据置期間二年以内を含む。)。ただし、地方債の繰上償還に係る資金の貸付けにあつては、当該地方債の償還期間の残存期間の二倍に相当する期間以内 (二十年を限度とする。)

三 償還方法 元利均等年賦償還

第六条第五項及び第六項を削る。

別表知事が必要と認める事業 (条例第三条第三号) の項事業名の欄を次のように改める。

一 市町村応援元氣フクオカ資金 (活力創出事業)

二 市町村応援元氣フクオカ資金 (合併市町村まちづくり事業)

三 市町村応援元氣フクオカ資金 (財政健全化事業)

四 知事が別に指定する事業

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 教育委員会

福岡県教育委員会教育長訓令第六号

本 庁  
出先機関

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年七月二十三日

福岡県教育委員会教育長 森山良一

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

福岡県教育庁事務分掌規程（平成十年三月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号口中「教科書等に係る国庫補助金」を「教科書給与等」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第七号

本 庁

出先機関

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年七月二十三日

福岡県教育委員会教育長 森山良一

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会事務決裁規程（平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表十三第三項中「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律施行令

（昭和三十三年政令第二十五号）を「夜間給食施行令」、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律施行規則（昭和三十三年文部省令第六号）を「夜間給食施行

規則」、盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律施行令（昭和三十三年政令第四百十三号）を「盲聾給食施行令」、盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律施行規則（昭和三十三年

文部省令第十二号）を「盲聾給食施行規則」を削る。

別表十三第三項第三号から第六号までを削り、第七号を第三号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

定価 一箇月、三五〇円（税込・郵便料別）